

介護保険負担限度額認定申請について

介護保険施設（介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護療養型医療施設、介護医療院）やショートステイを利用する方の食費・部屋代については、ご本人による負担が原則ですが、低所得の方については、食費・部屋代の負担軽減を行っています。

負担軽減の認定は、収入等に関する申告に基づき毎年8月1日を基準日として判定を行います。よって、引き続き減額をご希望の方は、更新申請が必要です。更新の通知がお手元に届きましたら、できるだけ早めに役場保健福祉課または各事務所へ関係書類をご提出ください。

●軽減の対象となる方

すべての預貯金等の申告をお願いします！



1 所得要件

世帯全員が市町村民税非課税

（世帯を分離している配偶者または内縁関係の者を含む）

2 資産要件

預貯金等（下の表のとおり）が一定額以下であること

預貯金等 (申告が必要な物)	添付書類 (申請日から直近2か月以内に記帳等したもの)
預貯金 (普通・定期)	通帳の写し（①残高部分および②口座名義人部分） (インターネットバンクであれば口座残高ページの写し)
有価証券 (株式・国債・地方債・社債など)	証券会社や銀行の口座残高の写し (ウェブサイトの写しも可)
金・銀（積立購入を含む）など、購入先の口座残高によって時価評価額が容易に把握できる貴金属	購入先の銀行等の口座残高の写し (ウェブサイトの写しも可)
投資信託	銀行、信託銀行、証券会社等の口座残高の写し (ウェブサイトの写しも可)
タンス預金 (現金)	自己申告
負債（借入金・住宅ローンなど） ※資産の合計額から控除します。	金銭消費貸借契約書など

【注意事項】

- ※ 不正に負担軽減を受けた場合には、支給された額に加え、最大2倍の加算金の納付を求められることがあります。
- ※ 課税世帯の方でも、高齢者二人暮らし等で一方が施設に入所し、残された配偶者が生計困難な場合、一定の要件すべてを満たす方は申請することで、特例減額措置の対象として第3段階②の負担軽減を受けることができる場合がありますので、保健福祉課にご相談ください。
- ※ 判定後は申請月の初日から減免対象となります。
- ※ 介護保険関係書類の送付先変更手続きは、役場保健福祉課に依頼書をご提出ください。